

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

Tel : 0297-72-2401 Fax : 0297-72-6217

e-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

携 帯 : 090-8720-8591

平成 21 年 8 月 吉日

オフィスASADA通信のご案内

暑い日が続いております。暑さ寒さも彼岸までといわれておりますが、あと一ヶ月もすると秋風が吹く季節となってしまいます。皆様におかれましてはお元気でお過ごしのことと存じます。

今月は平成 20 年 4 月の ASADA 通信でお伝えした「限度額適用認定証」についての反響が大変多かった為、再度お伝えしたいと思います。

いったい入院した時いくら位かかるの！

誰もが病院にかかる時、まず考えることは「治りたい」だと思います。そしてちょっと落ち着いたとき、次に心配になるのが、「お金はいくらかかるのだろう」ではないでしょうか？今回はこのような不安を少しでも解消して頂ければ幸いです。

代表的な疾患の入院日数と総医療費

病 名	手術・検査・処置名	入院日数	総医療費
胃がん	胃がん手術(切除)	20日間	1,100,000円
乳がん(片側)	乳房部分切除	12日間	730,000円
狭心症・心筋梗塞	冠動脈バイパス術	15日間	2,500,000円
脳動脈瘤	脳動脈瘤頸部クリッピング	13日間	1,800,000円
脳腫瘍	ガンマナイフ	3~5日間	750,000円

※上記に掲載した費用はあくまでも目安ですのでご了承下さい。「総医療費」には入院、手術、検査費用が含まれています。高度先進医療は別料金です。

なお、同じ「脳動脈瘤頸部クリッピング」手術でも「脳動脈瘤」が破裂して「くも膜下出血」となってしまい入院した場合は、**平均で40日間の入院と350万円相当の費用がかかります。**

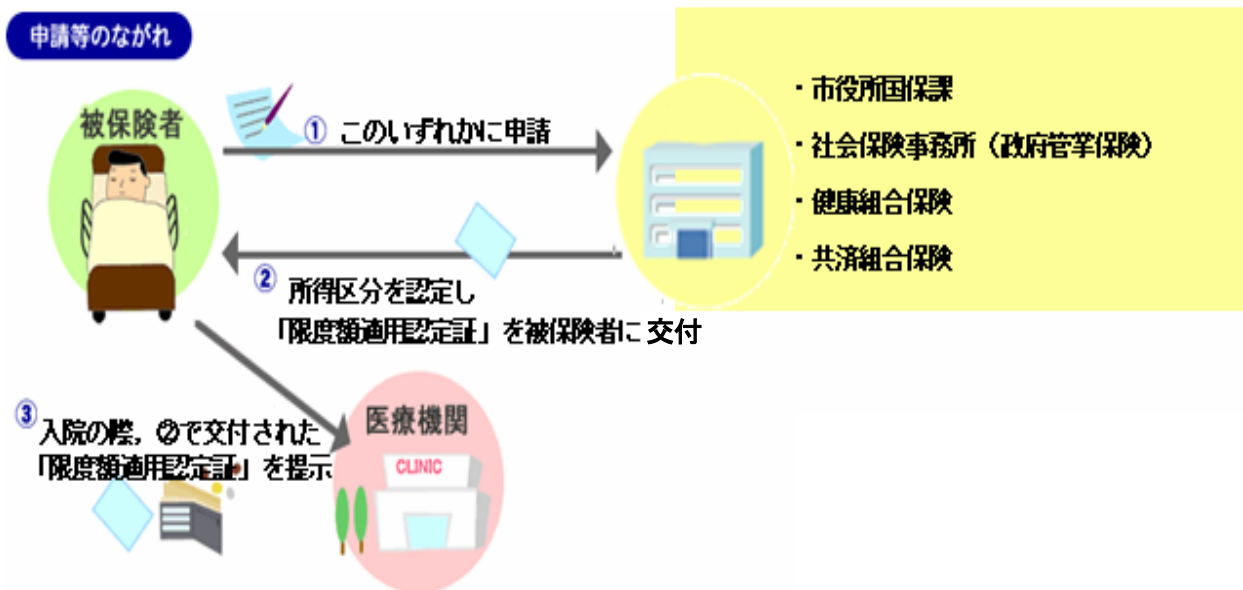
このように、同じ病気でも合併症を起こさず早期に治療を受けるほうが入院期間は短く、費用も安く済みます。

この金額をご覧になると、**3割負担でも大変な額になり**びっくりされるかと思います。しかし、ご安心下さい。いろいろな制度によりこの負担が軽減される仕組みがあります。これについては次のページをご覧ください。

医療費の負担を軽減する「高額療養費」制度と「健康保険限度額適用認定証」制度

高額療養費制度とは、患者が請求された医療費の全額を窓口で一旦支払い、3～4ヶ月後に自己負担限度額を超えた分が払戻される制度です。（70歳未満）

平成19年4月からさらに負担の軽減をはかるため「限度額適用認定証」の交付を受けこれを医療機関の窓口提出すれば自己負担分だけ支払えばよいことになりました。



では、自己負担分ってどれ位！

医療費の自己負担限度額（同一月1カ月当たり）単位：円	
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	$150,000 + (\text{総医療費} - 500,000) \times 1\%$ ※【83,400】
一般	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\%$ ※【44,400】
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400 ※【26,400】

◆このほかに、食事代1日780円、差額ベット代、診断書の料金などが保険外の自費負担分として加算されます。

【注意事項】

- 健康保健限度額適用認定証交付対象者について
70歳未満の被保険者・被扶養者で、入院中又は入院予定のある方が対象となります。
- 健康保険限度額適用認定証の使用について
医療機関などに入院する際、必ず「健康保険証」に「健康保険限度額適用認定証」を添えて窓口提出してください。